

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	美唄市母子保健に関する事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美唄市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

美唄市長

## 公表日

令和4年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。</li><li>・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。</li><li>・乳幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。</li><li>・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。</li><li>・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。</li><li>・低体重児の届出の受理を行う。</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の49の項</li><li>・番号別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の26、56の2、87の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条</p> <p>〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美唄市保健福祉部健康推進課健康推進係 美唄市西3条南3丁目6番3号 0126-62-1173
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美唄市保健福祉部健康推進課健康推進係 美唄市西3条南3丁目6番3号 0126-62-1173

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
----------

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

变更箇所